

【インドネシア】強制実施権の付与手続きに関する政府規則について

2020年1月8日

ジェトロ・バンコク事務所

インドネシア知的財産総局は、特許権に関する強制実施権の付与手続きに関する新たな政府規則（"Ministerial Regulation No.30 of 2019 on Procedures for the Granting of Compulsory Patent Licensing"）を公布した。同規則は、特許権に関する強制実施権の付与手続きに関する政府規則である"Ministerial Regulation No.39 of 2018 on Procedures for the Granting of Compulsory Patent Licensing"及び"Ministerial Regulation No.15 of 2018 on Patent Implementation by Patent Holders"に代わるものであり、2019年12月9日から施行されている。

同政府規則の主な内容は以下のとおりである。

1. 強制実施権付与の要件

強制実施権は、以下の要件を満たしている場合に、知的財産局を通じて法務人権省に対して申請がなされることにより付与される。強制実施権の期間は、その目的に従って、限定された期間のみ与えられる。なお、半導体関連の特許権についての強制実施権は、当該特許権が非営利的な公共の利益のため又は不公正な競争を助長するために使用されている場合にのみ付与される。

(1) 特許付与後 36 か月以内に国内実施されていない場合（申請できるのは、第三者又は政府機関）

（要件）

- ・特許権者が当該特許権を独立かつ包括して実施する能力及び実施するための施設を有していることを立証すること
- ・合理的な条件で特許権者からライセンスを得るために、最低 12 か月間が努力したが、成果が出なかったこと
- ・大臣が当該特許権を実施することが経済的に実現可能で、公共の利益になると判断すること

(2) 公共の利益を侵害する態様で特許権が使用されている場合（申請できるのは、第三者又は政府機関）

（要件）

- ・公共の利益を侵害する態様で特許権が使用されていると立証すること

- ・合理的な条件で特許権者からライセンスを得るために、最低 12 か月間努力したが、成果が出なかったこと
- ・大臣が公共の利益を侵害する態様での特許権の実施を制限する必要があると判断すること

(3) 過去の特許権からの改良による特許権が、他者の特許権の活用を通じてのみ実施可能な場合（申請できるのは、特許権者又は政府機関）

（要件）

- ・当該特許権が過去の特許権についての重要な技術改良を含んでいること
- ・合理的な条件で特許権者からライセンスを得るために、最低 12 か月間が努力したが、成果が出なかったこと

2. 強制実施権付与の手続

強制実施権は、以下の手続に従って付与される。強制実施権が付与された場合、ライセンシーは特許権者に対してロイヤリティーを支払う必要がある。

(1) 申請書の提出

申請書はオンライン又はハードコピーで、必要書類を添付した上で、知的財産局に提出する。また、申請者は所定の料金を支払う必要がある。

(2) 形式審査

知的財産局は、申請書の受領から 19 営業日以内に、形式審査を行う。

(3) 実体審査

形式審査後、知的財産局は、関連する特許権者に書面で通知した上で、実体審査を開始する。知的財産局は、形式審査後 14 営業日以内に、専門家チームを組成し、組成から 70 営業日以内に実体審査を行う。知的財産局は、実体審査完了後 3 日以内に、その結果を大臣に報告する。

(4) 大臣決定

大臣は、形式審査後 90 営業日以内に、実体審査報告書をもとに、強制実施権を付与するかどうかを決定する。

URL 等

https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/paten/uu_pp/BN%201570-2019.pdf

<https://dgip.go.id/peraturan-perundang-undangan-terkait-paten>

本内容は、日本貿易振興機構が 2020 年 1 月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。